

学習塾事業者における
新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン
第7版



公益社団法人

全国学習塾協会

2023年3月3日

目次

はじめに.....	2
1. 新型コロナウイルス感染症対策の基本方針.....	2
2. 対応方針	
(1) 塾生向け・従業員向け・事業所内での対策.....	4
(2) 休業の考え方.....	8
3. 塾生や従業員に感染症の疑いがある場合・感染が判明した場合	
(1) 感染症の疑いがある場合の対応.....	8
(2) 感染が判明した場合の対応.....	8
4. 補足情報.....	9

はじめに

本ガイドラインは、学習塾事業者における新型コロナウイルス感染症対策の参考とするために作成したものである。第7版では、令和5年2月10日に変更となった「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更」の内容に基づき対応方針を示す。地域の状況に応じて、各事業者が事業所の所在する地方公共団体からの通知・要請及び学校等の状況等を総合的に判断し、適切な対応を行うことが求められる。

1. 感染症対策の基本方針

新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の感染を拡大させないためには、各学習塾事業者の行動変容が重要である。具体的には、手洗いや身体的距離確保(以下、「人と人とは触れ合わない距離での間隔」と定義する)といった基本的な感染対策の実施、「密閉空間」、「密集場所」、「密接場面」の「3つの密」を避けることが求められる。

なお、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症について、感染症法上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置づけることとなっているが、位置づけ変更後についても今後の感染状況を踏まえて、本ガイドラインは随時見直していく。

最後に、塾生・保護者・従業員等に対して、本ガイドラインを遵守していることを適切に共有して、以前にも増して円滑なコミュニケーションを図ることにより、学習塾を取り巻く皆様にご理解・ご協力いただくように努めることがとても重要である。

2. 対応方針

前提①

各事業者が、事業所の所在する地方公共団体からの通知・要請及び学校等の休業状況に合わせる等により、総合的に判断する。

前提②

以下、令和5年3月13日以降の「マスクの着用」の基本的な考え方について記載する。

・「マスクの着用」の考え方については、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とする。

・マスクの着用については、重症化リスクの高い人等に感染させない配慮は継続しながら、個人の判断に委ねることを基本とすることや、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されることを踏まえ、事業者から利用者や従業員に対して、必ずしもマスクの着用を呼びかける必要はない。

・マスクの着用が個人の判断に委ねられる場合であっても、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることが許容される。

例えば、

①感染対策上又は事業上の必要がある場合に、従業員に対し、マスクの着用を求めること。

②客層や施設内の環境、感染状況等を踏まえ、顧客に対し、マスクの着用を求めること。

③マスク見直し時期をまたぐ一連の催物において、混乱回避のため従前のマスク着用を求めること。

上記の①～③のような場合には利用者又は従業員にマスクの着用を求めることが許容される。

(1) 塾生向け・従業員向け・事業所内での対策

①塾生等のサービス対象者向けの対応例

ア) 来塾の制限

- ・家庭と連携し、来塾前の検温に協力いただく。その際に、発熱や軽い風邪症状（のどの痛みだけ、咳だけ、発熱だけ）があった場合、通塾を控えてもらう。
- ・発熱等がある者のみならず、新型コロナウイルス感染症と診断されたものとの濃厚接触者（同居家族などの保健所による特定をうけたもの）がある場合、通塾を控えてもらう。

イ) マスクを着用する場合の正しい着用の仕方及び咳エチケット

- ・正しいマスクの着用について周知するとともに、咳エチケット※1 について徹底する。
- ・適切なマスクを鼻にフィットさせたしっかりとした着用を徹底すること。その際には、適切な方法で着用できることを第一とした上で、フィルター性能の高い不織布マスクを着用すること。（以下、マスクは不織布マスクを前提とする）
- ・マスクをしっかりと着用していても、室内で私語する時間は可能な限り短くして、大声は避けること。
- ・不織布マスクを持参していない塾生へは不織布マスクを配布ないし販売してもよい。

ウ) 手洗い・手指消毒の徹底

- ・石けんと流水による手洗い※2 を徹底する。
- ・学習塾の出入口や教室等にアルコール等の手指消毒液を配置し、使用してもらう。

②従業員向けの対応例

ア) 出社の制限

- ・発熱、咳、全身倦怠感等の症状がある場合、または体調の悪い場合は、出社させないようにし、自宅療養を基本とする。
- ・発熱等がある者のみならず、新型コロナウイルス感染症と診断されたものとの濃厚接触者（同居家族などの保健所による特定をうけたもの）がある場合、自宅待機を基本とする。

イ) 新型コロナウイルス迅速抗原定性検査キット（以下、抗原簡易検査キット）の活用

- ・出勤後に体調が悪い従業員が見出された場合や従業員がのどの違和感や発熱などの症状を訴えた場合、医療機関を受診することが基本となるが、直ちに受診をすることが出来ない場合には、その従業員に対し、抗原簡易検査キットを活用して検査を実施する。
- ・抗原簡易検査キットでの検査結果が陽性であった場合、速やかに医療機関を受診する。

ウ) マスクを着用する場合の正しい着用の仕方及び咳エチケット

- ・正しいマスクの着用について周知するとともに、咳エチケット※1 について徹底する。
- ・適切なマスクを鼻にフィットさせたしっかりとした着用を徹底すること。その際には、適切な方法で着用できることを第一とした上で、フィルター性能の高い不織布マスクを着用すること。(以下、マスクは不織布マスクを前提とする)
- ・マスクをしっかりと着用していても、室内で私語する時間は可能な限り短くして、大声は避けること。
- ・不織布マスクを持参していない従業員へは不織布マスクを配布ないし販売してもよい

エ) 手洗い・手指消毒の徹底

- ・石けんと流水による手洗い※2 を徹底する。
- ・学習塾の出入口や教室等にアルコール等の手指消毒液を配置し、使用してもらう。

オ) 日常的な従業員の行動管理・情報把握

- ・普段から、毎日の健康状態を把握する。
- ・従業員に対して、新型コロナワクチンの接種を推奨する。
- ・地域の状況に応じて、感染リスクの高まる飲酒を伴う懇親会及び大人数・長時間・知らない人が参加する飲食等への参加を控える。
- ・高齢者や持病のある従業員については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、サービス提供側においても、より慎重で徹底した対応を検討する。
- ・可能な範囲でテレワークやローテーション勤務等の導入を積極的に検討する。
- ・時差出勤を行い、ラッシュ時の通勤及び、公共交通機関の利用を可能な限り避ける。
- ・会議を開催する場合は、3密回避、換気と身体的距離の確保など、基本的な感染防止策を継続するとともに、必要に応じ、オンライン会議等を活用する。

③事業所内での対応例

ア) 感染拡大前の準備

- ・地域の感染状況や欠席状況などを把握し、必要に応じ塾に対し報告するよう周知する。
- ・できるだけ地域あるいは塾生の通う学校等と情報の交換を行う。
- ・地域の生活圏において、地域での感染拡大の可能性が報告された場合の対応について検討をしておく。感染拡大リスクが残る場合には、対応を強化することが必要となる可能性がある。
- ・規模や内容に応じて適切な検温方法を検討、実施する。平熱を超える発熱や軽度であっても咳などの風邪等の症状がある場合は、通塾を断る等の措置を検討する。
- ・従業員が出勤後に体調不良を訴えた場合は、医療機関を受診することが基本となるが、直ちに受診出来ない場合は抗原簡易検査キットの使用が可能であるため、その運用を事前に

確認・準備しておく。

・抗原簡易検査キットの購入にあたっては、検体採取に関する注意点等を理解した職員の管理下での自己検体採取をすること、国が承認した抗原簡易検査キットを用いることを推奨する。

イ) マスクを着用する場合の正しい着用の仕方及び咳エチケット・大声を出さないことの周知を検討する

・塾生と従業員、塾生同士が至近距離で会話する環境を避ける旨を周知する。

・マスクを着用している場合であっても、会話を短く切り上げる等の対応が望ましい旨を周知する。

・大声を出さないように掲示等を行うなど、啓発を行う。また、授業等では、適宜マイクを使用することも検討する。

・教室はもとより、休憩スペース、飲食スペース、自習室、従業員控室等において、必要以上に大きな声での会話をしないようにするほか、マスクをしていても会話は手短かに切り上げるよう努める。

ウ) 手洗い及び消毒の徹底

・手洗い場はもとより、入口及び施設内にアルコール等の手指消毒液を設置する。

・他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にする。

・施設内共用部（出入口、休憩スペース、飲食スペース、更衣室、喫煙室）や、ウイルスが付着した可能性のある場所（トイレ、手すり、テーブル、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、エレベーターのボタン、エスカレータのベルト等）の定期的な消毒をする。

・消毒には適切な「医薬品」及び「医薬部外品」を使う。

・固形石けんは、1回ずつ個別に使用できる液体石けんと比較して、保管時に不潔になりやすいので使用しない。

・ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。

エ) 換気の徹底による密閉回避・保湿

・室温が変わらない範囲で、法令を遵守した適切な空調設備を活用した常時換気またはこまめな換気※3（1時間2回以上、1回に5分間以上）を徹底する。

・必要に応じ、乾燥により湿度が下がる場合は、湿度が40%以上になるよう適切な加湿を行う。

・必要に応じ、CO₂測定装置の設置と常時モニター（1000ppm以下）の活用を検討する。

（※機械換気の場合。窓開け換気の場合は目安。）なお、CO₂測定装置を設置する場合は、室内の複数箇所測定し、特に換気が不十分となりやすい場所に設置する。

- ・換気の補助として、HEPA フィルター式空気清浄機やサーキュレーターの補助的活用も可とする。

オ) 密集の回避

- ・密にならないように教室に入れる人数を調整する。
- ・休憩及び飲食を分散する等一度に休憩・飲食する人数を減らす。(以下、飲食については塾生及び従業員を前提とする)

カ) 身体的距離確保による密接回避・対面時の接触回避

- ・ビニールカーテンは、火気使用設備・器具、白熱電球等の熱源となるものの近くには原則設置しない。ただし、これらの近くに設置することが感染予防対策上必要な場合にあっては、燃えにくい素材(難燃性、不燃性、防災製品等)を使用する。
- ・整列をさせる場合には、列にマークを付ける等、人と人との十分な間隔を空けた整列を促す。

キ) 共用部での対策徹底

○トイレ(※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。)

- ・トイレでは、手洗いを徹底するものとする。また、共通のタオルの利用の禁止、ペーパータオルの設置、個人用タオル等の持参を検討する。
- ・便器内は、通常の清掃が良いが、不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行う。

○休憩スペース及び飲食スペース(※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。)

- ・休憩及び飲食を分散する等一度に休憩・飲食する人数を減らす(再掲)。
- ・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食を制限する。
- ・換気に注意した上でアクリル板等のパーティションを設置する等の工夫を行う。
- ・休憩スペース及び飲食スペースは、常時換気する。
- ・共有する物品(テーブル、椅子等)や不特定多数の手が触れるところは、定期的に消毒する。
- ・利用者が使用する際は、入退室の前後に手洗いをする。

○ゴミの廃棄

- ・鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
- ・ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用する。
- ・マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う。

ク) 送迎バスでの対策徹底

・送迎バスを運行する場合は、塾生の乗車前に家庭における検温、乗客間隔の確保、運転手および利用者の手洗い・マスクの着用、車内会話の制限、車内飲食の禁止、車内換気および車内の消毒の徹底に心がける。

(2) 休業の考え方

・都道府県知事からの施設の使用の制限・休止の要請があった際は、適切に対処する。
・事業所の所在する学校が臨時休校を行った場合、対面授業の休止を検討する。
・事業活動の自粛を要請される場合がある一方、その場合も休業補償が得られない可能性が高いため、感染症による事業継続上のリスクに対して適切な対策を講じる。

3. 塾生や従業員に感染症の疑いがある場合・感染が判明した場合

(1) 感染症の疑いがある場合の対応

・体温測定等により症状等を的確に把握し、体調の変化等について記録を行うことが望ましい。
・発熱等の風邪の症状がみられる時は、早めに医療機関を受診することと自宅で休養するように指導助言する。
・塾生の場合は、保護者に連絡をとり、記録をもとに症状や経過を正確に伝えるとともに、適宜、医療機関等に相談して指示を受ける。
・保護者に対して、地域や事業所内での感染症の発生状況等について情報を提供する。また、保護者から、医療機関での受診結果を速やかに伝えてもらう。

(2) 感染が判明した場合

・市区町村や保健所等、地域の関係機関と速やかに連携を図り、感染症が疑われる者等の人数、症状、対応状況等を迅速に報告するとともに、助言・指示を求める。
・地域の学校で児童生徒や教職員の感染が判明し、学級閉鎖、学年閉鎖、学校全体の臨時休業等の対策がとられている場合は、原則としてその期間中は通塾しないようお願いする。
・事業所内の必要な場所・部位を適切に消毒する。
・事業者の責任の下、感染症の発生状況および接触者の状況を記録する。この際には、塾生に関する事項だけではなく、従業員の健康状態についても記録する。
・事業所の休業について市区町村や保健所等の地域の関係機関と相談の上、判断する。

4. 補足情報

※1 咳エチケット

飛沫感染による感染症が流行することを最小限に食い止めるために、日常的に咳エチケットを実施する。素手のほか、ハンカチ、ティッシュ等で咳やくしゃみを受け止めた場合にも、すぐに手を洗う。

(1)マスクを着用する（口や鼻を覆う）

(2)マスクがないときには、ティッシュやハンカチで口や鼻を覆う

・マスクがなくて咳やくしゃみが出そうになった場合は、ハンカチ、ティッシュ、タオル等で口を覆う。

(3)とっさの時は、袖で口や鼻を覆う

・マスクやティッシュ、ハンカチが使えない時は、長袖や上着の内側で口や鼻を覆う。

※2 正しい手洗いの方法

以下の手順で、30 秒以上、石けんを用いて流水で行う。

(1)液体石けんを泡立て、手のひらをよくこする。

(2)手の甲を伸ばすようにこする。

(3)指先とつめの間を念入りにこする。

(4)両指を組み、指の間を洗う。

(5)親指を反対の手でにぎり、ねじり洗いをする。

(6)手首を洗い、よくすすぎ、その後よく乾燥させる。

※3 こまめな換気（感染対策上重要項目です）

外気温が高い、または、低いという理由で換気をおろそかにしないこと。換気設備での換気を行う場合は、十分な換気能力のある機器を整備すること。

換気機能のない冷暖房設備（循環式エアコン）しか設置されていない事業所等については、下記 URL を参照のこと。

・熱中症予防に留意した「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000640913.pdf>（厚生労働省）

・冬場における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法

<https://www.mhlw.go.jp/content/000698868.pdf>（厚生労働省）

附 則

本ガイドラインは、令和2年3月13日から施行する。

令和2年4月14日改正

令和2年5月14日改正

令和2年5月21日改正

令和2年7月18日改正

令和2年8月17日改正

令和3年2月18日改正

令和3年9月27日改正

令和5年3月3日改正

※上記ガイドラインは政府と専門家の助言に基づき策定されています。